

野田市公告第 20 号

野田市「道の駅」基本構想及び基本計画策定支援業務に係る実施事業者について、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和元年 5 月 27 日

野田市長 鈴木 有

野田市(以下「本市」という。)が実施する「野田市「道の駅」基本構想及び基本計画策定支援業務」(以下「本業務」という。)に際し、専門的知識を有し、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により当該業務に対する意欲や資質、技術的能力など、総合的に優れた事業者を選定することとし、次のとおり本業務を実施する事業者を募集します。

1 業務概要

① 業務名

野田市「道の駅」基本構想及び基本計画策定支援業務

② 目 的

本市の特性と特色ある地域資源を活かし、魅力発信拠点、賑わい創出拠点として地域振興、地域活性化を目指す「道の駅」を整備するにあたり、地域の現状や課題をはじめ周辺の状況のほか、住民、利用者のニーズに沿った整備を総合的に推進する基本計画を策定することを目的とする。

詳細については、別紙「野田市「道の駅」基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書」を参照のこと。

③ 履行期間 契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 23 日(水)まで

④ 委託限度額 金 13,132,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

本市が別に定める予定価格の範囲とし、毎年の債務負担行為設定額は、令和元年度においては 金 3,122,000 円(消費税及び地方消費税を含む)
令和 2 年度においては 金 3,157,000 円(消費税及び地方消費税を含む)
令和 3 年度においては 金 6,853,000 円(消費税及び地方消費税を含む)
の範囲内とする。

※消費税及び地方消費税の取り扱いについて

委託限度額については、いずれも消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%で積算している。

- ⑤ 選定方法 提案書等による公募型プロポーザル方式とし、公平に審査し適切な事業者を選定する。

なお、「3. 選定方式」のとおり2段階で行うことがある。

- ⑥ 契約方法 選定のうえで、随意契約とする。

2 選定形式

企画提案書等による公募型プロポーザル方式とする。ただし、応募事業者が多数の場合は1次審査として書類審査を行い、2次審査への参加を5社以内に絞り込む2段階の選定方法をとる場合がある。

3 参加の資格要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ① 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者ではないこと。また、第2項に規定する参加の制限を受けている者ではないこと。
- ③ 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。なお、参加申込書類の提出期限から受注候補者が特定するまで期間に、本市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失う。
- ④ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立をしていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者はこの限りではない。
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行った者ではないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号または第6号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者ではないこと。
- ⑧ 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- ⑨ 過去5年以内に、同種業務又は類似業務（※1）を実施した実績を有する者であること。

（※1）類似業務とは、道の駅の基本設計又は道の駅詳細設計のほか、道の駅の設置に関す

る調査業務とする。

4 プロポーザルに関する日程

事 項	日 程
実施要項・各仕様書等の配布（公告）	令和元年 5 月 27 日（月）
質問書の提出期限	令和元年 6 月 5 日（水）
質問書に対する回答期限	令和元年 6 月 10 日（月）
提案書及びその他提出資料一式の提出期限	令和元年 6 月 24 日（月）
第 1 次審査結果の通知	令和元年 7 月 1 日（月）
第 2 次審査プロポーザル実施日	令和元年 7 月 12 日（金） 予定
第 2 次審査結果の通知	令和元年 7 月 18 日（木） 以降
契約予定日	令和元年 7 月 31 日（水） 予定

5 応募及び審査等

プロポーザルの手続に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（1）実施要項・各仕様書等の配布及び提案書等資料一式の提出

- ①期 間 令和元年 5 月 27 日（月）から令和元年 6 月 24 日（月）まで
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
※土・日曜日は配布しない。

- ②場 所 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7-1
野田市役所 3 階 自然経済推進部 商工観光課

（2）参加申込の受付

- ①受付期間 令和元年 5 月 27 日（月）から令和元年 6 月 24 日（月）まで
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
※土・日曜日の受付は行わない。

- ②提出方法 代表者印を押印した「参加申込書（様式 2）」及び「申立書（様式 3）」
を商工観光課に直接持参すること。

- ③提出部数 「参加申込書（様式 2）」及び「申立書（様式 3）」 1 部

（3）質問

- ①受付期間 令和元年 5 月 27 日（月）から令和元年 6 月 5 日（水）まで
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
※土・日曜日の受付は行わない。

- ②提出方法 「質問書（様式1）」を使い、E-mail または FAX にて商工観光課に提出する。提出に当たっては、必ず質問書の発信を商工観光課に電話で連絡すること。（土・日曜日は除く）

E-mail : syoukouka@mail.city.noda.chiba.jp

※受付期間を過ぎた質問のほか、電話や訪問による質問は受付けない。

- ③提出部数 1部

- ④回 答 日 令和元年6月10日（月）

- ⑤回答方法 E-mail または FAX で回答。

6 企画提案書等の提出

応募者は、募集要項及び仕様書、質問の回答を熟読し、次の審査書類を提出する。また、提出時に仕様書等の返却をすること。企画提案書等は、次のとおり提出すること。

（1）提出書類

	提出書類	適用
1	参加申込書（様式2）	
2	会社概要 会社の概要がわかるもの	パンフレット等でも可
3	申立書（様式3）	
4	履歴事項証明書（写し可）	
5	法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書	
6	記載事項証明書（納税に関する事項）（様式4）	
7	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）またはこれに類するもの	過去3年分 ※新規設立の場合は財産目録
8	技術者体制書（様式5）	
9	業務工程表・作業フロー	任意様式
10	企画提案書	A4版任意様式
11	同種業務及び類似業務実績書	任意様式
12	参考見積書（価格提案書（様式6）	積算内訳書は任意様式
13	委任状（様式7）	※必要に応じて提出

- ※ 1：すべての野田市税について、野田市役所2階の収税課で未納がない証明の交付を受ける。未納がある場合は、証明書は発行されない。納税の事実がなくても、証明書の提出は必要。

- (2) 提出部数 提出に際し、1-13 の資料を 1 冊にまとめ、15 部提出すること。
- (3) 提出期間 令和元年 5 月 27 日(月)から令和元年 6 月 24 日(月)まで
※土・日曜日の受付は行わない。
※受付時間は、期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。
※提出期間後の受付はしない。期限までに提出されない場合は失格とする。ただし、期間内に提出された書類のうち、追加書類を市が求めた場合はこの限りではない。
- (4) 提出方法 ① 来庁
② 郵送(配達証明)
- (5) 提出先 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7-1
野田市役所 3 階 自然経済推進部 商工観光課
- (6) 提出書類作成の留意事項
「(1)提出書類」については、次の事項を遵守すること。
- ① 企画提案は、1 者 1 提案とする。
- ② 「10 企画提案書」に記載する提案内容は、「野田市「道の駅」基本構想」素案(参考資料)を踏まえたものとする。
- ③ 「10 企画提案書」は、A4 版縦、両面カラー印刷、30 ページ(15 枚)以内、下部中央にページ番号を記入し、長辺を綴じること。なお、一部、A3 版を使用する必要がある場合は、片面印刷として片袖折にして綴じこむこと。但し、A3 版 1 枚につき、2 ページ分とみなすものとする。
- ④ 「10 企画提案書」の作成は、次の事項を満たすものとする。
- ア 表紙及び目次を付すこと。
- イ 仕様書第 7 条「(3)道の駅の主要諸元の検討」の「1 施設規模」及び「3 道の駅設置により期待できる効果」における業務実施方法を記載すること。
- ウ 仕様書第 7 条「(4)ニーズ調査」の各項目における業務実施方法を記載すること。
- エ 仕様書第 7 条「(5)基本計画の策定支援」の各項目における業務実施方法を記載すること。
- オ 本業務を実施するにあたり、技術者の人数や実務経験年数など、業務実施体制を記載すること。
- カ その他、提案事項や特にアピールしたい事項を記載すること。
- キ 配布記録媒体(CD-RW)に提案書の電子データ(Word、PowerPoint、PDF 等)を保存し提出すること。
- ⑤ 「11 類似業務実績書」に記載する類似業務とは、過去 5 年以内に、道の駅の基

本構想や基本計画の策定、道の駅の基本設計又は道の駅詳細設計のほか、道の駅の設置に関する調査業務等を完了したものとする。

- ⑥ 「12 参考見積書」に記載する参考見積金額は、消費税及び地方消費税を含むものとし、見積額の積算根拠についても記載すること。現に積算をしているか否かを確認するので、価格提案書の提案価格と提案価格積算内訳書の金額が合致しない場合は失格とする。提案価格は提案価格積算内訳書の金額を積み上げた金額とする。

また、価格提案書を提出する際は、価格提案書に記載する提案価格総額が委託限度額を超えてはならない。

7 審査方法

受注候補者を選定するための審査は、第1次審査と第2次審査の2段階で行う。選考にあたっては、市職員で構成する選定委員会が審査を行う。

(1) 第1次審査

第1次審査は、参加資格要件を満たし、提案価格が業務上限額内にある者の価格評価点と、1次審査基準により項目ごとに採点し、合計点数が高い上位5者を1次審査通過者とする。

なお、応募者が5者以下の場合は、第1次審査は省略する。

第1次審査の結果は、審査書類を提出したすべての応募者に対して、令和元年7月1日（月）以降にメールにて通知する。

(2) 第2次審査

第1次審査通過者は、提出された企画提案書に基づき、指定した日時にプレゼンテーションを行う。資料の追加提出は認めない。

第2次審査は、1者ずつ会場に呼び込む方法とし、1者の持ち時間は、プレゼンテーションに30分、質疑応答に10分の合計40分とする。事前準備及び後片付けの時間は含まない。

なお、スクリーンと電源コンセントは、本市で用意するが、それ以外の必要な機材は参加者が用意することとし、説明員は、システムや業務等に精通し、質疑応答の対応が可能な者を充てること。プレゼンテーションの進行は、提出した企画提案書の評価項目の順に項目ごとに行うこと。

第2次審査の結果は、対象事業者に対して、令和元年7月18日（金）以降にメールにて通知する。

(3) 受注候補者の選定及び決定

第1次審査における評価点（価格評価点を含む満点50点）及び第2次審査における

評価点（満点 100 点）を合計した総評価点が高い順に第 1 位候補者、第 2 位候補者、第 3 位候補者とし、それ以外の者は不合格者とする。その後、第 1 位候補者を受注候補者として提案内容の確認を行い、協議が整わない場合は、第 2 位候補者を受注候補者として協議を行う。第 2 位候補者とも協議が整わない場合は、第 3 位候補者を受注候補者として協議を行う。

なお、総評価点の最高得点者が 2 者以上あるときは、価格評価点の高い者を第 1 位候補者とし、価格評価点も同点の場合は抽選とする。ただし、候補者となっても、価格評価点以外の評価点（以下「技術評価点」という。）が、満点（150 点）の 60%（90 点）を超えない場合は失格とする。

8 評価方法及び選定基準

（１）評価方法

下記の評価項目に基づき、厳正な評価を実施する。 1 次審査基準

評価項目	評価基準	評価点
事業実績	過去の類似業務実績から見て、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	10
実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であるか。	10
企画提案	仕様書に基づき、その目的、内容等を的確に反映した内容になっているか。	20

※見積金額評価点算出基準

上限金額	見積金額	評価点
13,132,000	委託金額の 97%以上	2
	委託金額の 95%以上	4
	委託金額の 93%以上	6
	委託金額の 91%以上	8
	委託金額の 91%未満	10

下記の評価項目に基づき、厳正な評価を実施する。 2 次審査基準

区分	評価基準	評価項目	配点	評価方法
事業実績	会社概要	品質管理やセキュリティに対す組織の取組、事業所能力等	5	会社概要、品質管理やセキュリティなどへの資格取得状況、社員教育、顧客データ管理方法、品質管理方法、災害対策等に係る社内基準やマニュアル等の策定、セキュリティ対策への組織の具体的な取組状況

	業務実績	企業の業務実績（告示日までの実績で評価する）	10	類似業務の実績2件を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が2件以上有する ② 同種の業務を1件、類似業務の実績が1件以上 ③ 同種業務の実績が1件 ④ 類似業務の実績が2件以上。 ①～④以外
	実施体制	本業務のための実施体制	5	⑤ 本業務における指揮命令系統と責任体制、業務遂行能力がある責任者の配置、不測の事態であっても適切に対応できる人員体制の具体的な提案
事業実績	配置予定管理技術者	配置予定監理技術者の業務実績	15	類似業務の実績2件を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が2件以上有する ② 同種の業務を1件、類似業務の実績が1件以上 ③ 同種業務の実績が1件 ④ 類似業務の実績が2件以上。 ①～④以外
企画提案	企画提案書	企画提案書の適格性、実現性、独創性	40	・実施方針の妥当性：業務実施手順を示す実施フロー及び工程表がより妥当であるものを優位に評価する。 ・提案の適格性：課題・留意点：業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策についての記載内容がより妥当であるものを優位に評価する。 ・特定テーマ：業務の特性を踏まえた実施方針に関する工夫がより妥当であるものを優位に評価する。 ・業務遂行能力：独創性、意欲などを備え、円滑な業務遂行が可能か評価する。
ヒアリング	ヒアリング	業務に対する技術力や理解度	25	業務を実施するために必要な技術力等が確認でき、業務の目的や内容を把握しており、質問に対して適切な回答、技術的根拠に基づく説明ができる場合に優位に評価する。 基本構想や本市の実情を踏まえた上で、独自性を持った発想があるかどうか。また、これら提案内容が実現可能であり、かつ実現性を裏付ける手法の場合、評価する。

（２）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる。

- 「３ 資格要件」に記載している要件を満たさなかった場合。
- 企画提案書等の提出書類全てを提出期限までに提出されない場合。
- 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合。
- 参考見積額が見積限度額を超えている場合。

5 その他、選定委員会において不相当と認められた場合。

(3) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、すべての提案者に書面で通知する。

9 契約の締結

選定委員会による選定結果に基づき、本市が第1候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、本市は第2候補者と契約に向けた交渉を行う。

また、第2候補者も同様に契約を締結しない場合、本市は第3候補者と契約に向けた交渉を行う。

10 留意事項

- (1) 提案に関して必要な費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者より提出された企画提案書等については返却しないものとする。
- (3) 提出期限以後の企画提案書等の修正は認めない。
- (4) 提案書類は、本プロポーザルの実施のみに使用し、目的以外には使用しない。
- (5) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。